

東京都知事認定獣医師認定要領

令和4年3月31日 3産労農安第1285号
一部改正 令和7年8月19日 7産労農安第724号

第1 目的

この要領は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下、「法」という。）第3条の2第1項に基づく豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に規定する知事認定獣医師（以下、「認定獣医師」という。）の認定等に関し、必要な事項を定め、認定獣医師によるワクチン（以下、「ワクチン」という。）の接種の適正運用等により、都における豚熱防疫対策を推進する。

第2 認定対象者

認定の対象となる者は、都内で飼養されている豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）にワクチン接種を実施することが可能な獣医師（獣医師の属する団体を含む）とする。

第3 認定基準

認定獣医師として認定を受けようとする者は、次の各号の要件を満たさなければならぬ。

- 1 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条に基づき開設の届出を行った飼育動物診療施設（都内に限る）に従事していること。
- 2 家畜防疫員と同等以上に適時にワクチン接種を行うことができると認められること。
- 3 都が行う講習会への参加等を通じて、ワクチン接種に必要な知識を習得していると認められること。
- 4 家畜保健衛生所と緊密に連携がとれること。

第4 申請方法

認定獣医師として認定を受けようとする者は、「知事認定獣医師認定申請書」（別記様式1）（以下、「申請書」という。）に必要事項を記入し、知事に提出するものとする。

第5 認定審査

- 1 知事は、申請書を受理した場合は、認定基準に基づき内容を審査し、認定の可否を決定する。
- 2 申請者が認定基準を満たしていないこと等により認定しない場合は、「知事認定獣医

師不認定通知書」（別記様式2）により申請者へ通知する。

第6 認定証の交付

- 1 知事は、第5の認定審査において認定獣医師の認定を受けた者に対し、「知事認定獣医師認定証」（別記様式3）を交付する。
- 2 認定獣医師が、認定期間終了後に継続申請をしない場合又は認定の取消若しくは辞退があった場合は、速やかに認定証を知事に返却するものとする。

第7 認定期間

- 1 認定期間は認定日から3年間とする。
- 2 認定期間終了後も継続して認定獣医師の認定を受けようとする者は、改めて申請書を提出するものとする。

第8 申請内容の変更

認定獣医師は、申請書の記入内容に変更が生じた場合、速やかに「知事認定獣医師申請内容変更届」（別紙様式4）を知事に提出するものとする。

第9 認定の取消

認定獣医師が、第3の各基準を満たさなくなったとき、その他認定獣医師にふさわしくない事由が発生したとき、知事は認定を取り消すことができる。

第10 認定の辞退

認定獣医師が、その認定を辞退するときは、「知事認定獣医師辞退届」（別記様式5）を知事に提出するものとする。

第11 留意事項

- 1 認定獣医師は、豚等の飼養者からワクチン接種の依頼を受けた場合は、東京都家畜保健衛生所における検査等手続規則（昭和24年東京都規則第205号）第1条に基づき、家畜保健衛生所長に申請し、ワクチンの交付を受けるものとする。
- 2 前項の規定により交付を受けたワクチンの所有権は都が有するものとする。
- 3 認定獣医師は、ワクチン接種を実施した場合は、別に定める事項を速やかに家畜保健衛生所長に報告するものとする。
- 4 ワクチンの使用にあたっては、法第50条に基づく許可を受けなければならない。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領の改正は、令和7年8月19日から施行する。

別記様式1

知事認定獣医師認定申請書

年 月 日

東京都知事 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及びその名称)

東京都知事認定獣医師認定要領第4の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 認定対象者の氏名及び獣医師免許番号

2 従事する診療施設の名称及び所在地

(注) 1は、複数の獣医師が所属する場合は、対象となる全員について記入すること。

別記様式2

第 号

知事認定獣医師不認定通知書

殿

年 月 日付けで申請のあった知事認定獣医師の認定については、下記の理由により、認定しないので通知する。

年 月 日

東京都知事

記

理由

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

別記様式3

認定番号 第 号

知事認定獣医師認定証

殿

上記の者を豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく知事認定獣医師と認める

1 認定獣医師の氏名及び獣医師免許番号

2 従事する診療施設の名称及び所在地

3 認定期間

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

東京都知事 小池 百合子

別記様式4

知事認定獣医師申請内容変更届

年 月 日

東京都知事 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及びその名称)

年 月 日付第 号で認定を受けた東京都知事認定獣医師について申請内容に変更が生じたので下記のとおり届け出ます。

記

1 変更事項

(変更前)

(変更後)

2 変更年月日

別記様式5

知事認定獣医師辞退届

年 月 日

東京都知事 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及びその名称)

年 月 日付第 号で認定を受けた東京都知事認定獣医師について辞退
したいので、知事認定獣医師認定証を返却し辞退届を提出します。